

博物館相当施設の整備

＝特に古墳の復原を中心として＝

Equipment of an Outdoor-Institution Worthy of a Museum, Especially Concerning Restoration of Ancient Tombs

茂 木 雅 博*

Masahiro MOGI

At the 11th General Meeting of the International Council of Museums, it was defined that the ruins pursued by archaeology are outdoor-institutions worthy of museums.

In this paper, connecting the background of destruction of ruins in Japan with the development plan of its government, certain problems at present have been examined, considering the history of preserving and equipping ruins.

The points are as follow:

1. Preface
2. Brief history of equipment of ruins
3. Proposition of restoration and equipment of ruins
4. Conclusion

1. はじめに

国際博物館会議は1974年6月の第11回総会において、博物館を次の様に定義付けている。「博物館とは、社会とその発展に寄与することを目的として、広く市民に開放された営利を目的としない恒久施設であって、研究・教育・レクリエーションに供するために、人類とその環境に関する有形の物証を収集し、保存し、調査し、資料としての利用に供し、また展示を行うものをいう⁽¹⁾」

これに対して我国の法令では、「この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関…」と規定している⁽²⁾。

双方共に博物館を恒久施設に資料の収集、保管、展示することが主目的と定義している。

筆者がこれから取り扱おうとする博物館相当施設とは、そうした恒久施設ではなく、野外の遺跡を中心にしようとするのである。これらに対して国際博物館会議は、第2章、第4条において、「先に掲げた博物館のほか、

イコムは次に掲げるものについては博物館に相当するものとみなす。」として次の各項目をあげている。

- a) 保存修復の研究機関ならびに図書館・資料センター等に附属する恒久展示施設。
- b) 自然・考古、民族学関係の記念物および保護地域、ならびに博物館の性格を持つ史跡・建築物であって収集・保存・教育等の活動を行っているもの。
- c) 植物園・動物園・水族館・生態園などのように生きものを見せる施設。
- d) 自然保護地域。
- e) 自然科学センターおよびプラネタリウム。

という条項がある。しかし我国の博物館法にこれらの条項は含まれていない。筆者が長文を紹介したのは、博物館は単に資料の保管、展示をする建築物だけを意味するのではないという証査のためである。イコムはその条項第2章、第4条6項で明らかに「自然、考古、民族学関係の記念物および保護地域…」と規定している。

すなわち歴史学上の史跡及び遺跡は博物館相当施設と呼ばれるものであり、これらは単に遺物の散布地のみを意味するのではなく、それを取りまく環境でなければならない。そのために遺跡の保存・整備はかなり慎重に実

施されねばならないし、現在の様な方向で良いか否か十分に反省する必要がある。本稿では、こうした観点から古墳の保存整備について整理して行くことにしたい。

2. 古墳整備小史

続日本紀巻四⁽³⁾、元明天皇和銅二年十月条に「癸巳、勅造平城京司。若彼墳隴。見発掘者。随卽埋歛。勿使露棄。普加祭耐。以慰幽魂。」とあるにもかかわらず、平城宮の造営には、かなり大きな古墳も整地されている。最近の報告によれば復原全長250mの前方後円墳(市庭古墳)が、後円部の一部を除いて削平されていて、周濠内より松の自然木が斧で切り倒され、枝をはらって投棄されていた⁽⁴⁾。更にその南方に平塚1号墳、同2号墳と呼称する前方後円墳の周濠と葦石の一部を残して完全に削平されて発見されている⁽⁵⁾。

この様な例は全国的に特殊と云えるかも知れないが、官衙造営が優先された貴重な資料といえるだろう。

平安・鎌倉期に入ると、天皇陵に対する盗掘が非常に多くなり、種々の事例が残されている⁽⁶⁾。特に藤原定家の『明月記』には、天武・持統天皇合葬陵の盗掘が嘉禎元年(1235)3月に行われたことが詳細に記録されている。特に『阿不幾乃山陵記』⁽⁷⁾には「盗人乱入事」として、山陵の内部を紹介している。こうした盗掘に対して、崇りの思想が生まれ、タブーとなって遺跡保存に大きな役割を演ずる様になるが、それでも相変わらず盗掘は止まなかった様である。更に戦国時代になると山陵を利用して城郭が築かれる様になり、官衙造営以来の遺跡破壊の時期を迎えることになる。

齊藤忠氏は『長秋記』及び『前王廟陵記』を紹介して、その中にある崇りの思想を詳細に述べ、「このような崇りの信仰は、取り締りの一片の布告よりは、強い無言の力となって、遺跡の盗掘や破壊を防止したのである⁽⁶⁾。」と結んでいる。

この様に古墳時代あるいは飛鳥時代に構築された墳墓が早くは奈良時代から記録の上で既に破壊され、盗掘の対象とされていた。こうした点を考えれば、現在存する古墳以外に湮滅した数も数え切れないのかも知れない。

それではこうした破壊、盗掘の歴史に対して、学問的・思想的立場から陵墓の保存・整備を実施した諸家もあることを紹介して行く。

(イ)徳川光圀と上・下侍塚古墳⁽⁸⁾

延宝4年(1676)4月、那須国造碑が発見され、大金重貞の私記「那須記」より、天和3年(1683)に光圀の注目するところとなり、国造碑は再建される結果となっ

た。元禄5年4月に完成した。その間光圀は、同年2月下旬に上侍・下侍両古墳の発掘を実施している。その理由は彼の探究心で、碑文の一説にある「那須国造直草提…」を直草提の解釈を「あたいの姓」と考え、附近に点在する古墳を発掘して、国造の名を記した墓誌を探そうとした。それは彼が発掘終了後、出土品を再埋納する時、その木箱に書いたという文章の一節から知ることが出来る。

「……是歳元禄壬申の春、儒臣良峰宗淳に命じて塋域を啓発せしむ。若し誌石有りて其の名氏を知らば、則ち碑を建て文を勅して不朽に伝えんと欲するなり。惜しい哉。唯折れたる鏡の有るのみにして銘誌有るなし。是に於いて、埋蔵して旧による。新たに封を加え、四周を築き松を栽えて其の崩壊を防ぐと云う……」

その調査が純粋に学術調査であることを解することが出来、特に最後の一節に注目しなければならない。副葬品を再埋置しただけではなく、「新加封、築四周栽松、防其崩壊云。」という。これこそ本稿で取り扱っている古墳の復原・整備である。大和久震平氏は、「光圀の行った侍塚の整備は、小松が老松に育った今も湯津上村に受けつがれ、毎年雑草が刈られて、精美な姿を訪れる者に見せている。墳丘の周囲に周濠を伴う下侍塚がことに美しい。」と書いておられる⁽⁹⁾。最近栃木県が下侍塚古墳の周濠を整備する目的で、墳丘の確認調査を実施した。その結果によると、「墳丘全長84m、後方部幅48m、前方部幅36m、後方部高さ9.4m、前方部高さ5m」の規模であり、墳丘には挙大の河原石が葺かれ、9～15mの周濠が繞っているという⁽¹⁰⁾。墳丘そのものについては調査されなかったが、後方部頂はやや凹凸を有するが、全体的には、実に良く保存されている。上侍塚古墳は下侍塚古墳より1廻り大きく、墳丘そのものは同様に整然と保存されている。

光圀の場合、『水府史料』にも古墳発掘の記事が載っている⁽¹¹⁾ので、古代の墳墓にはかなり興味を持っていた様である。彼は幕府に山陵補修の建白書を提出しようとしたというから、この頃から畿内の天皇陵に対する補修案が存した様である。

ロ) 蒲生君平と山陵志⁽⁹⁾

君平を直接山陵補修と関係づけることは出来ないが、やがて文久2年、宇都宮藩主戸田忠恕から「御陵御修理」の請願が出され、文久3年から「文久の修陵」が実行されたことを考えると、君平の働きを無視することは出来ない。彼は宇都宮の人で、明和五年半農半商の家に生れ、かなりの野心家であつたらしく、鹿沼の儒者鈴木石橋を

経て、弘道館の立原翠軒の感化を受け、天皇陵の荒廃をなげき、自ら2回も畿内に足を踏み入れ、山陵の考証を行い『山陵志』として文化5年(1808)に刊行した⁽⁸⁾。

これが基礎となり、幕末の尊王思想から、天保五年徳川斉昭によって山陵修理の請願が出されている。しかし具体的には、弘化から嘉永にかけて、成務天皇陵、垂仁天皇陵の盗掘事件がきっかけとなって、本格的な陵墓の補修となり、時には捏造されるという方向にエスカレートしていくことになる。

畿内の大前方後円墳を含む墳墓が、尊王思想によって陵墓に指定され、大修理されることによって、国民大衆から隔離され、日本書紀に見える田辺史伯孫の様な伝承は殆んど無くなる。更に維新政府となり、神祇官が復活すると、こうした思想は増々嚴重となり、天皇陵に比定された古墳及び陵墓参考地となった古墳は現在でも文化財保護法外におかれており宮内庁の管理下に置かれている。

ハ) 法による古墳の保存

明治44年(1911)の「史蹟及天然記念物保存に関する建議案」は古墳に限らず遺跡保存にとってはきわめて注目しなければならない。これを受けて大正8年4月「史蹟名勝天然記念物保存法」が公布されている。

斉藤氏⁽⁸⁾によると、翌大正9年1月に「保存要目」が作られ、

- 一) 都城跡・宮跡・行宮跡其他皇室に関係深き史跡。
- 二) 社寺の跡及び祭祀信仰に関する史跡。
- 三) 古墳及び著名な人物の墓並びに碑。
- 四) 古城跡・城砦・防塁・古戦場・国郡庁跡其他政治軍事に関係深き史跡。
- 七) 古関跡・一里塚・窯跡・市場跡其他交通・産業等に関係深き史跡。
- 九) 貝塚・遺物包含地・神籠石其他人類学及び考古学上重要な遺跡。

以上が考古学に関係のある条項であると整理しておられる。これらを受けて翌10年3月、38件の遺跡が始めて国指定の史跡とされた。そのうち古墳関係を拾ってみると、茨城県舟塚山古墳、群馬県山上碑及古墳、三重県御墓山古墳、滋賀県茶臼山古墳、同小茶臼山古墳、兵庫県五色塚古墳、同壇場山古墳、奈良県宮山古墳、岡山県作山古墳、同造山古墳、熊本県千金甲古墳(甲号・乙号)、同井寺古墳、同釜尾古墳、同大村横穴群、同石貫村穴観音横穴、同ナギノ横穴群、鹿児島県隼人塚等が第1回指定である。指定件数は昭和53年3月現在で270を越える古墳及び古墳群、及び横穴群も18を越える数である。こ

の「史蹟名勝天然記念物保存法」は昭和25年の「文化財保護法」の公布されるまで存続し、その主旨は十分に受け継がれているという。

ニ) 戦後の古墳整備

筆者にとって戦後の古墳保存・整備を論ずる場合、最も印象深く感銘を得たものは、末永雅雄博士の大和五号墳の整備である⁽¹²⁾。昭和20年12月といえば我国の敗戦直後の時期であり、占領軍と交渉して保存となったということ事態注目されねばならないだろう。こうした先哲の努力を私達は無視することは出来ないし、遺跡に対してこうした態度がいつでも取り得る様に心掛けねばならないはずである。戦後の急激な社会情勢の変化は、日本を農業国から、工業国へと方向転換することになったのであるが、そうした中で古墳の保存・整備がどのような変遷をたどって来たかを、そのエポックとなる例をあげて紹介しておきたい。

a) いたすけ古墳⁽¹³⁾

堺市百舌鳥古墳群の中に含まれている全長144mの前方後円墳である本墳が、昭和30年、樹木を全て伐採し、墳丘を破壊して宅地化されることになった。文化財保護法制定後かつてない大形古墳の破壊だけに、その保存を訴える市民運動は、従来考えられない方向に発展していった。先ず堺市を中心とした地域住民(研究者、学生等)が保存運動を展開し、中央学会に訴え、更に関連学会も協力して、保存をアピール。更に大阪府下の教員が広く古墳買戻しのためのカンパ活動を行い、堺市民が中心となって「いたすけ古墳を守る会」を結成し、それをマスコミが大きくバックアップし、史跡指定に成功して保存・整備され、今日に至っている。

この従来遺跡は研究者の為のものであるという研究者の思い上がった考えは、この保存運動の中では無力に近く、地域住民の力がいかに大きいかを知らせることとなり、以後日本の文化保存運動に占める、一般市民の立場が非常に高揚され、正に保存運動の原典として高く評価されている。

b) 城の山・池田両古墳⁽¹⁴⁾

兵庫県朝来郡和田山町、円山川沿に隣接して存在する2基の古墳が、国道九号線和田山バイパスの路線内に入っていることが、関係者の間で関知したのは、路線が決定し、用地買収が完全に終了した後であった。しかもこれらに対する保存策はおろか、バイパス敷設が優先された。

城の山古墳は丘陵先端部の直径30m、高さ約5mの円墳であり、池田古墳は、墳丘全長約128m、後円部径約

64m, 前方部幅61mの規模であるが, 墳丘の大半は, 山陰線敷設工事によって, 明治時代に削平されて附近の軌道下に客土されてしまったという。

調査を担当した榎本誠一氏等の努力によって最終的には保存され, 整備されたのであるがその方法等について報告書から紹介しておくことにしたい。

道路敷設の場合, 路線決定・買収済みとなるとその変更はきわめて困難である。特に本墳の場合は, 地域住民が保存より, バイパス優先で当初は反対であったというから, その苦労は想像を越えるといっても過言ではない。城の山古墳には「カルバートボックス工法」という, 墳丘の一部をカットして, コンクリートの箱を埋め込んで土砂を載せた後, カットした部分を復原して墳丘を整備する。これに対して池田古墳は, 墳丘の両側から高架に道路を敷設して置いて, 墳丘上を120mのワンスパンのアーチ橋でまたいでいる。

c) 埼玉古墳群¹⁵⁾

関東地方屈指の大古墳群である埼玉古墳群は, 現存するだけでも前方後円墳8基, 円墳2基等それぞれに規模も大きく, 短時間で見学出来る。それだけに博物館施設としては実にまとまりのある遺跡で, この上ない生きた教材である。最近では恒久的な展示施設も建設され, 遺跡と共に日本有数の博物館であるといえるかも知れない。しかし資料の管理・運用面ではかなり多くの問題点がある。ここでは遺物の保管・展示を論ずるのではなく, 史跡公園としての古墳の整備について紹介することにした。

一巡してなんとも異質な感を持つものは, 丸墓山古墳, 稲荷山古墳, 二子山古墳, 奥の山古墳等にみられる周濠である。これらの古墳の周濠がいかなる方法で復原されたか, その詳細は公表されておらず知る由もないが, 渡辺貞幸氏の指摘を紹介してみよう¹⁶⁾。

「埼玉古墳群における「昭和の周濠」掘鑿工事は, 二子山古墳, 奥の山古墳に続いて, 丸墓山古墳と稲荷山古墳に施されたわけであるが, ここでは主として稲荷山古墳の部分を中心に, その問題点を指摘しておきたい。まず第1に, これらの周濠は, 狭いトレンチを数ヶ所に入れただけの調査結果に基づいて, 周濠の全形を机上で復元し, 一挙に掘鑿工事がなされたものである。こうした工事が反学術的なものであり, 文化財保護の観点からも許しがたい行為であることについては, 二子山, 奥の山両古墳に周濠が「復原」された時に当然ながら指摘され, 強い批判をあびていたのであるが, 無反省に同じ過ちが繰り返されたことは, 憤りを通り越して呆れるばかりで

ある。」という。ひとことつけ加えるならば, 周濠の復原工事は全て機械力を導入して行われた。しかも渡辺氏の指摘の中にある狭いトレンチでは二重の周濠を確認しながら, 復原された周濠は内側だけで, しかも全てではない。丸墓山古墳に至っては周濠は墳丘の3分の1程である。

d) 五色塚古墳¹⁷⁾

神戸市の五色塚古墳は, 先きにも述べた如く, 大正10年に国指定となった兵庫県下最大の前方後円墳である。その規模は全長194m, 後円部径125m, 前方部幅81m, 高さ後円部18m, 前方部11.5mの三段築成の前方後円墳である。墳丘の両側には直径67m, 高さ9mの二段築成の円墳(小壺小墳)が隣接している。

神戸市は国庫補助を得て, 昭和40年より10年の歳月と2億5,000万円の巨費を投じて「古墳を築造当時の姿にもどしたい」という願いからそれを実現させた。

報告によると, 本墳は戦前まで, 墳丘上にひとつかえもある松の大きな木が鬱蒼とし, 戦時中にそれらが全て供出せられ, やがて松根油採取のため墳丘が掘り返されて荒廃し, 戦後は食糧増産のため段々畑と化し, 荒れ放題であったという。

当初の保存・整備計画では, 「トレンチを設定して, その成果に基づき, 墳丘には葺石をふきあげ, 埴輪をたて並べ, 古墳の築造当時の姿を再現するとともに, 周濠には芝生を植え, 墳丘上に遊歩道を設け, 後円部頂上には埴輪園をつくるなどして, 史跡の公園化を目指すものであった。」という。しかし整備事業は2年目の昭和41年から昭和45年までの5年間で全面発掘に切り換えて実施した結果, 当初計画した6年間で前方部西面, 南面及び東面の3分の2しか出来ず, しかも旧状の葺石を使用する上で種々の問題が提起され, 下段は葺石上に20cm程土砂を置いて, その上に芝を張って仕上げることになった。また全面発掘を進めるとすると整備の完成がいつになるか予想が出来ないとして, 昭和46年度からは再びトレンチ法に切り換えて「葺石も築造当時の面より50cm上に新たに購入した石で葺くという工法にきりかえられた。

古墳全体に使用した葺石の総量は約2,233,500個, その総重量は2,754トンに達するという。上・中段の石は淡路島から, 下段の石は, 周濠掘鑿中に検出されたものを使用しているらしいという。円筒埴輪は, 埴頂, 上段テラス, 中段テラスの三段に樹立され, 五色塚では10mに18本の割合にたてられ, 総数約2,200本, 小壺古墳では埴頂とテラスの二段で約320本が推定されるという。

巨費を投じて完成したこの2基の古墳のうち, 五色塚

古墳は正にコンクリートでかためられた河原石の芸術品として、私達の眼前に出現した。この古墳が築造されたのはおそらく西暦4世紀代であろう。それは今日までの永い歴史に耐えて来たのであった。しかしこの整備によって、そうした歴史は全て抹殺され、昭和50年3月に完成した前方後円形と円形の公園である。史跡公園と呼ぶことは出来ない。それは後円上に林立する現代の円筒列によって証明出来る。

3. 復原・整備について想うこと

前節において、博物館相当施設として注目される遺跡のうちから、特に古墳及び古墳群の復原・整備の状況を紹介して来た。ここではこうした事例から、最近の復原・整備のあり方について整理して置きたい。稿を進めるにあたりイ) 復原・整備が何故行われるか。ロ) 復原・整備の方法等2点をまのめてみたい。

イ) 復原・整備が何故行われるか。

最近の遺跡保存の傾向は、人間が作り、残してからの長い歴史的経過を全く無視した形で進められているといっても過言ではない。

歴史の舞台から消えて以来、自然環境が、こうした遺跡上に共存して久しい。しかし現在にこうした遺跡を保存、顕彰しようとする場合、そうした自然環境を破壊することが、保存と考えられている様に思われてならない。

従来我国の遺跡は、我々の祖先達によって精神的に保護されて来たと言え、それに対して現在の保護は精神的な部分を金銭的あるいは現実的に置き換えている。精神的な保護には是否はあろうが、少なくとも現在より面の保存であったことは確かである。

我国における遺跡保存・整備は、尊王思想を背景として、畿内の陵墓を中心に行われたことは広く知る所である。幕末から明治期の陵墓に限定された顕彰行為は、博物館施設としては全く関係なく実施されたのである。

陵墓及び参考地は文化財ではないとする宮内庁の見解は今だに踏襲されており、こうした大前方後円墳は全て博物館活動の教材・資料として利用することが禁止されている。そのためにこれらを論ずることは、現時点ではテーマにならず、陵墓及び参考地を除外して、整備が何故行われるかを整理して行く。

文化財が整備されようとする場合に、我国では、先ずこうした文化遺産を優先するという国民感情はない。となれば文化遺産は全て崩壊するかというと、極く少数の手で保護され伝えられている。個人で伝えることが可能なものはまだしも、埋蔵文化財となると開発と表裏一体

であり、個人の力で後世に伝えることはきわめて困難となる。そこでこの項では、「旧全総¹³⁾」・「新全総¹⁸⁾」・「三全総¹⁹⁾」との関連の中で遺跡(特に古墳)の保存・整備がどのような状況にあるかを考えてみたい。

旧全総とは、昭和25年5月に制定された「国土総合開発法」により工業立国に方向転換しはじめた日本が、昭和37年10月に昭和50年の日本列島のあり方を模索するために閣議決定した「全国総合開発計画」のことである。昭和35年池田内閣は国民所得倍增計画を打ち出し、更に昭和36年には農業基本法の制定によって、全国的な圃場の整備事業が開始され、着々と工業国化の方向が明確化された。その結果この計画では、「工業開発拠点構想と地方開発都市構想」をスローガンとし、太平洋ベルト地帯に工業開発地域が集中することは、地域格差を大きくするという配慮から、工業開発を後進地域に拠点として指定し、これを育成しようとした。すなわち新産業都市及び工業整備特別地域がそれである。その結果新産都市15ヶ所、工業整備特別地域6ヶ所が指定を受け、必死になって工場の誘致合戦がくり広げられた。しかしその反面ではそれ程の成功をおさめることが出来ず、むしろ公害問題や農業破壊等の社会問題が激化した。

この計画で最も問題視されたのは、社会福祉の無視である。勿論古墳の保存・整備など工業優先の中で殆どかえりみられていないといっても過言ではない。埋文センターの調査によるとこの頃から破壊を前提とする遺跡の発掘調査は増加し、昭和34年から昭和38年までの5年間に823軒であったそうした調査が、昭和39年から昭和43年の5年間で2,446軒とかなりの速度で増加している²⁰⁾。

旧全総に対する批判が大きくなったために政府はこの計画の手直しとして、昭和44年に昭和60年の日本列島として新全総が出される。新全総とは、昭和44年5月に昭和60年の日本列島をどう開発するかを目標とした「新全国総合開発計画」をいう。この計画の最大の目標は「人間と自然との調和を図り、全国土を有効に活用するため開発可能性を全国土に拡大し、それぞれの地域特性を生かして地域開発を進め、国民が不快と危険にさらされぬよう都市、農村を通じて安全で快適な環境条件を整備するなど、人間のための豊かな環境を創造する」とされている。しかし実際には工業最優先ではあったが、この計画が進行するなかから「風土記の丘」構想が登場して来る²¹⁾。旧全総では具体的に考えられなかった環境問題が、新全総ではこうした面の保存の立場を作らせた。これは遺跡を歴史的環境の中で保存・整備しようとするものであり、あるいは選択保存の典型とも、双方の解釈が出来

る。

この風土記の丘構想は更に史跡公園の整備にもつながり、五色塚古墳の様な具体例があらわれて来る。しかしその反面で破壊を前提として調査される遺跡の数は急激に増大する。埋文センター調査の結果によると、昭和44年から昭和48年の5年間にこうして調査された遺跡は6,294軒で、前の5年の約3倍となり、昭和49年から昭和52年の4年間でその数は13,571軒と急上昇の一途をたどっている。こうした背景の基に古墳の整備も行われていることを知らねばならない。

新全総の進行する中で起ったオイルショックは、この計画の大修正を必要とし、ついに国土庁は昭和52年11月、新全総に代る新たな開発計画を策定した。それが三全総と呼ばれ、昭和50年12月に概案を作り、それを基本構想として、新全総の「工業開発優先」から「人間生活重視」へ進路を変更された。この計画の主目標は²²「水系・流域ごとに定住圏を設定して、人口の定着化を図る定住構想がとられる」この定住構想を具体的に推進するために

- ① 自然・歴史的環境や水資源・森林資源・沿岸域など国土管理。
- ② 住宅・食糧・エネルギーなどの生活基盤に関する計画。
- ③ 東京・大阪の両巨大都市圏と名古屋圏などの都市問題。
- ④ 地方都市・農山漁村の課題。
- ⑤ 教育・文化・医療施設などの適正配置など、国土利用の均衡を図るための計画。

以上の中で特に⑤が三全総の重点事項という。筆者は、三全総の主旨から、今後遺跡破壊は激増し、それにとまってますます埋蔵文化財包蔵地の整備が進められて行くと想定している。現に昭和52年度には破壊を前提として調査された遺跡数は5,685軒と極端に増加した。これは既に開発が敏感に三全総を反映した結果といえるだろう。こうした国土開発という国策の中の一つの極く小さな現象として、恒久的な博物館の建設と、それに伴う遺跡の整備はきわめて増加するといっても過言ではないだろう。

ロ) 復原・整備の方法。

先きの様な状況下であることを想定すると、我々は古墳整備について、無関心でいる訳には行かない。そこで前節「戦後の古墳整備」の中で参考として掲げた具体例を検討しながら整備のあり方を検討して置きたい。

a) 那須の古墳群

那珂川上流の栃木県那須郡湯津上村及び小川町の箒川

が合流する附近には、上侍塚古墳及び下侍塚古墳を中心



写真1 光圀の整備した下侍塚古墳の現況

に、那須国造碑を祀る笠石神社、那須郡衙跡、現在も参詣者を集めている法輪寺等が含まれ、更に近年国指定とされた駒形大塚古墳など、古墳時代から律令期にかけて、この上もない歴史的環境を構成しており、今後ますます整備が進行するものと思われる。特に光圀によって整備された上・下侍塚古墳は遺跡整備の原典であり、その上でも、この地域の遺跡・古墳の整備は、全体として検討しておく必要がある。この地域は大きく四つのブロックに分かれて遺跡等が存在している。北限に上・下侍塚古墳、笠石神社、更にその北寄りに小古墳群が一つの大きなブロックをなす。中央に法輪寺を中心とする小規模な門前町が形成されている。箒川を渡った西側梅曾地区には、律令時代の那須郡衙跡が整備されていて²³、その東側、那珂川寄りには、駒形大塚古墳²⁴、富士山古墳²⁵、八幡塚古墳²⁶という一群が存在している。全体的に那須



写真2 富士山古墳の整備

の風土に溶け込んだ遺跡の整備が行われているのであるが、こうした中で富士山古墳については問題が多い。上

・下侍塚に対する光圀の精神構造と、現代人の内面的相違が明確に示されている。特に周濠の構造であり、墳丘に多宝塔のミニサイズが建立されている。周濠には太鼓橋がかけられ、無数の緋鯉が泳ぎ廻っている。富士山古墳の復原整備は、博物館活動において、きわめて大きな弊害となる。要は復原・整備が何のために行われるのかを、担当する側（必ず研究者が含まれている。）は、注意しなければならないであろう。あの様な整備を素人が見学した場合、古墳に対するイメージは全く一変するものと思われる。担当者の猛省をうながしたい。更に最近の下侍塚古墳の確認調査も、括部の確認に問題点が多い。復原・整備の確認調査は慎重に行われるべきである。

b) 兵庫県城山・池田古墳

那須における富士山古墳の場合は、それ程の苦勞もなく保存出来たのは、上侍塚や下侍塚における実績が大きく左右している。しかし城山・池田両古墳の場合は、全くそうした風土ではなく、地域住民の大半に初期の時点で開発優先の思考が強く、調査担当者の保存に対する苦勞を思うと頭の下がる思いである。しかし博物館施設として両古墳を観察した場合、この様な方法でしか保存・整備出来なかった所に、教育の貧困がある。こうした場当たり的な保存・整備は、その場しのぎの便法にすぎない。破壊を前提とする発掘調査の場合、保存出来た最高のものがこれである。あるいは遺跡の下をトンネルで完通させるか、または、久留米市祇園山古墳²⁶の如く一部削り取って、道路を変更させるかである。路線決定、敷地決定、用地買収後でなければ、埋蔵文化財は祖上に挙らない。そして後手の処理が後を追いかける。そうした古墳の場合には歴史的環境など主張した所で全く絵に描いた餅である。それでもまだどんな形で保存されたのは幸であって大半は、全く保存の対象外である。開発設計の段階で古墳等を含む遺跡が考慮されることは殆んどないといって良い。全て後手という行政官庁内のシステムは依然として改善されることはない。単に道路を高架にして、橋脚を作り、橋をかけ、その下に古墳が保存されたり、古墳の下にトンネルを鑿り、その道路を自動車が行く。確かに形骸と化した遺跡は保存されたであろう。しかし、そこにはそれらの遺跡を作らせた環境は全く見られない。この方法は古墳ばかりに見られる方法ではなく、史跡全体に云えることである。例えば有名な茨城県花輪台貝塚は僅かに貝殻の散布する部分を除き全て宅地と化し、その中にコンクリートの擁壁を作って残されている。単に残したというだけであって何んの意味もない。これが一般的な現在の遺跡保存の姿であると云える。

花輪台貝塚を形成させた歴史環境も自然環境も全くそこにはみられないのである。これが後手の処理である。

c) 埼玉古墳群



写真3 埼玉古墳群（二子山古墳）の整備

筆者は日本における古墳整備の最悪の方法はこの場合であると思う。周濠が掘鑿され、造園工事が行われたことについては先きに触れた。本古墳群に最近掘られた周濠を観察してみると、周濠を何んの学問的根拠によって復原整備されたのか、全く不明である。しかも一般見学者に対して、大へんな誤解を招かせることになる。特に稲荷山と丸墓山両古墳の周濠は全く旧状とことなっている。更に二子山古墳と奥の山古墳で驚くことは周濠で遮断した墳丘内で菟を飼育している。菟の習性から墳丘内に放すこと自体無神経といえよう。次に問題視しなければならないのは、周濠に水を張っている点である。ローム層を中心とする墳丘に水を入れることは、墳丘保護にとってきわめてマイナスである。このことは、宮内庁管理の大前方後円墳によって証明済みであり、埼玉古墳群のこうした古墳もやがて、周濠を埋め戻すか、あるいは墳丘の周囲をコンクリートで固めねばならなくなることは自明の理である。

更に周濠掘鑿のもう一つの汚点は、水の腐敗である。大阪の応神陵の周囲では、夏になると周濠の水が腐敗して異様な悪臭を発して、公害問題にまで発展していると聴く。埼玉古墳群においてもそう遠くない時期に当然問題になって来るであろう。

これ程までに弊害の多い復原整備を、何故に莫大な費用（浪費といおう）を投じて実施しなければならないのだろうか。行政に門外漢の筆者には知る由もないが、正確な歴史的環境の整備を考えるならば、こうした計画は中止せねばならないと思う。渡辺氏も指摘している通り、風土記の丘の造成が、造園工事であってはならない。最

近は各県とも、それ程積極的に造成しようと考えなくなった様子であるが、それでもいくつかは作られることであろう。その場合に「さきたま風土記の丘」の様な悪例は絶対に二度と造成しないで欲しい。それは誤った歴史像を地域住民に伝達することになる何ものでもないからである。

d) この節のまとめ

今まで述べて来た古墳の整備を筆者はここで3つにまとめて整理しておきたい。

- ① 徳川光圀による上侍塚古墳・下侍塚古墳の復原整備のあり方。
- ② 風土記の丘という構想の整備面でのあり方。
- ③ 五色塚古墳によって代表される表飾的整備のあり方。

等である。

①の場合

復原整備は単に墳丘のみではなく、結果的には歴史的環境の整備を意味するのである。筆者が特に注目したいのは、復原・整備の精神的意味あいの重視である。ここで云う歴史的環境とは、同時代的なものではなく、自然地形から含まれなければならないという意味である。例えば鎌倉という地は、単に関東にあり、伊豆に近似していたというだけでなく、あの自然地形がきわめて重要な意味を有していたのである。更に時代を上って平安京にしても、自然地形を除外して歴史的環境はあり得ないのである。埼玉古墳群や五色塚古墳の復原整備作業が、墳丘を構築当時の姿に復原するという、このことが全く歴史を無視した方法であって、その地域の歴史的環境の中で、どの様に溶け込んで来たか、充分検討する必要がある。それを無視した形で整備は考えなければならない。

光圀による那須の古墳整備の重要性は、正に歴史的风土の中で行われ、上侍塚古墳・下侍塚古墳の整備と共に、那須国造碑をも笠石状に復して覆屋を建立している。こうした復原整備は、大々的に宣伝する必要はないのであって、しかも古墳という埋葬施設を観光地化することは反省せねばならない。歴史的環境とは、自然的環境同様にそれぞれの地域によって異なるものであり、強制的に行政の力で国民に押し付けるものではない。那須の上・下両侍塚古墳があれ程までにすばらしい姿をとどめていることは、光圀の人間性のあらわれであると書いたら云いすぎであろうか。

②の場合

風土記の丘構想の計画そのものを否定することは出来

ないし、どちらかと云えば埋蔵文化財及び博物館活動のセンターの存在にあることも事実である。そうした点を考慮すると賛成の部分もあるが、必ずしも全面的に賛成する訳には行かない。最大の弊害は、遺跡の重要度に対するランク付け、すなわち風土記の丘に指定された部分は選択保存され、顕彰されるが、それ以外の部分で破壊が進行する。もう1つは、復原・整備が行政側の手で推進されるという点である。そのために埼玉古墳群の如く捏造・改竄が行われ、あるいは事実誤認がされて、きわめておかしい姿になって登場する。

風土記の丘の構想は、古都保存法の施行ときわめて密接な関係で成立する。すなわち「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が成立した昭和41年1月であり、昭和41年度から宮崎県西都原古墳群を中心に『西都原風土記の丘』の造成工事が着工されている。古都保存法が、奈良県、京都市、鎌倉市が中心であるのに対して、風土記の丘はこれらを除く地域で、埋蔵文化財を中心に整備して行く。古都保存法と風土記の丘の最も大きな相違は、前者が現状凍結であるのに対して、後者は、全くその規制はなく、地方自治体の主導で行われるという点である。

古都保存法指定地は、京都市8地区 5,995ヘクタール、奈良市3地区 2,767ヘクタール、斑鳩町536ヘクタール、天理市1,060ヘクタール、桜井市3地区 1,226ヘクタール、橿原市448ヘクタール、明日香村391ヘクタール、鎌倉市5地区 695ヘクタール等合計13,118ヘクタールである²⁷⁾。この法令に指定された地区はかなり強い規制を受け、私有地といえ、地上の建造物、樹木に対して、全く自由にならない状況である。これに対して風土記の丘は、指定地を公有化し、その中を環境整備して公開しようとするものである。勿論公有化した指定地の中にも鉄筋コンクリートの資料館を建設している。そればかりか、公有化された史蹟をそのままにすることは、日本の行政官庁は許さない。公有化すると必ず現状変更をするのが常識となっている。極端な場合には古墳の墳丘やその附近に便所まで設置するし、ブランコ、スベリ台等の設置は普通である。

風土記の丘として指定されなければ、自然環境とマッチして伝えられていたこうした古墳も、一旦指定されるとそう静かにしている訳には行かない。埼玉古墳群における捏造された周濠、一面に張られた水面、そして墳丘に放たれた苑等に充分現われている。伝え聴く所によると、房総風土記の丘で史跡岩屋古墳の整備が計画されているという。この古墳に周濠でも出現したらもう何をか

いわんやである。筆者はこれを房総風土記の丘の学芸員の資質の問題と静観している。どんなことがあっても埼玉古墳群の二の舞である歴史を有する大古墳を改竄することだけは阻止したいと思う。風土記の丘の整備事業は、歴史的環境の整備を意味するのであれば、それは前にも述べた通り、古墳を構築した1時代ではなく、それ以後の歴史のあることを忘れて欲しくないのである。埼玉古墳群の稲荷山古墳にあんな周濠を掘るよりも、水田でおいた方がどれだけすばらしい歴史環境であるか。それを理解出来る者がこうした整備事業には加わるべきである。

③の場合

この場合には、都市化の中で自然環境を失っているものが多く、最初から歴史的環境は無視されがちである。ただ注目しなければならないことは、都市化の住宅密集地という前提がある。すなわち自然環境のかわりに、地域住民と密接な関係で存在しているということである。特に信仰の対象となっているものが多く、福岡県御所山古墳の場合、墳頂全体に白庭神社が鎮座しているし、岡山県神宮寺山古墳の場合も後円部に社殿、前方部墓地、奈良県和爾下神社も前方後円墳の後円部上にある。茨城県愛宕山古墳も後円部に立派な社殿が建立されている。こうした地域住民と切り離すことの出来ない古墳の整備をどうすれば良いか。地域住民によって時に畏怖の念を抱かれ、ある時は親しみを感じられて来たことによって、古墳がタブー視され守られて来たものも多い。五色塚古墳でさえもクビレ部に社殿を有していた。しかし五色塚古墳の墳丘内にあったこうした社殿は取り去られてしまった。五色塚古墳における歴史的背景を無視して、構築当初の姿に復してしまうとなると、外見上はどんなに近代的に整備されたとしても、全くその内容は空虚としかいいようがない。必ずしも完全な形にすることだけが復原整備ではない。学術的整備とは、あくまでも歴史教育の材料でなければならない。この様な場合に歴史的環境は、その街の中で共存することによっても充分満たされているのである。五色塚古墳を例にとるならば、周囲の住宅地と調和した整備が、現代の我々が実施出来る最大の整備であるといえる。勿論それはコンクリート化した河原石の山ではない。植樹による方法の方が、環境を考える上では最良の手段であったのではなかろうか。そうした点からみれば、福岡県御所山古墳の方が同じ住宅地内にありながら親しみが感じられてならないし²⁸、今後は山形県土矢倉古墳²⁹や、愛知県印場大塚古墳³⁰の如く、五色塚古墳タイプの表飾的整備が多くなることは残念で

ある。

4. まとめ

遺跡の復原整備は、最近の日本社会において各地で見られる様になった。10年前からすると昔日の感がある。しかしその基礎となる復原整備の論理には、少なからず問題点を内包させている。

博物館施設として切り離すことの出来ない遺跡は、現代社会の中で何故整備されねばならないか。既に論じて来たが、最後に整理してまとめよう。

三全総による遺跡破壊の急増に対しては既に警告した。遺跡保護の論理は、単に遺跡のみで解決出来る問題ではない。我国の行政施策が三全総という開発方向にあるとすれば、遺跡の破壊が急増することは当然である。それは都市周辺で急激に進行し、人口の都市集中とも、きわめて密接にからみあっている。その反面、政府は、文化行政についても主目標の1つに上げている。それは文化施設の新設であり、具体的には国、公立の博物館が急増することで既に現われている。これと比例して、史跡公園は急増する傾向にある。こうした施策を阻止することは出来ないし、より効果的に推進して行く方が妥当の様に思われる。それならば、こうした古墳の整備に対して、どのような方法が最良なのであろうか。従来の方法を反省し、今後のあり方を模索して置くことも無意味ではないだろう。

繰り返して述べて来たのであるが、こうした整備には、歴史的環境を前提とする必要がある。行政側の表飾的整備法を改めさせる努力が、国民全体にあるか否かである。研究者側からすれば表飾的整備と見えても、一般的には、多くの支持を得れば、行政担当者はそれを最良の方法とする傾向がある。しかしそれは歴史を正確に伝えたことにはならないのである。歴史事実をいかに伝えるか。それには研究者が、正確な情報を一般国民に還元するという思考の転換をする必要がある。そうして得た正しい情報を国民全体が持つことによって、従来の様な捏造、改竄がいかに無意味なものであるかを理解出来るだろう。そうすれば、埼玉古墳群の様に、古墳の周濠を捏造することもなくなり、周濠の部分で水稻耕作を行いながら、墳丘は整然と後世に伝えられるだろう。その方が、国民と史跡公園がかけ離れることなく作られ利用されて行くのではないだろうか。そうなれば整備された古墳群も博物館としての意義も強くなり、教育的にも効果のある施設といえるし、整備の方法も自ら決定して来る。管理の主体は行政官庁にあっても、その活用は地域住民でなけ

ればならない。何はともあれ、こうした博物館施設の整備が、行政官庁の広い視野で行われることが最も大切なことであるといえるだろう。(1979. 2. 23)

〔註〕

- 1) 伊藤寿朗, 森田恒之編『博物館概論』学苑社, 昭和53年に資料編として掲載されている。
- 2) 加藤有次『博物館学序論』雄山閣, 昭和52年に附・参考資料あり。全文を掲載する。
- 3) 黒板勝美『續日本紀』新訂増補国史大系本。吉川弘文館。昭和44年による。
- 4) 吉田恵二他「市庭古墳」『平城宮発掘調査報告Ⅶ』奈良国立文化財研究所。昭和51年。
- 5) 西口寿生他「平塚1号墳, 平塚2号墳」『平城宮発掘調査報告Ⅵ』昭和50年。
- 6) 齊藤忠『日本考古学史』吉川弘文館。昭和49年。
- 7) 末永雅雄『古墳の航空大観』学生社。昭和50年所収。
- 8) 齊藤忠「最初の古墳発掘」日本歴史103号。昭和32年。
- 9) 大和久震平「栃木県の考古学前史」『栃木県史研究4』昭和47年。
- 10) 大金宣亮他『下侍塚周濠発掘調査概報』湯津上村教育委員会。昭和51年。
- 11) 『水府志料』新治郡下玉里村の項に「光明寺中に石櫓有り。竪二間横一間半。高六尺有り。其上に観音堂を創せる故岩屋の観音と称す。元禄三年, 水戸義公其櫓を発し観給ふに, 内に刀, 鎧, 鏃の類あり……」とある。齊藤忠『日本古代遺跡の研究』文献編下。吉川弘文館及び茨城県史編纂委員会『茨城県史料, 近世地誌編』に再録されている。
- 12) 末永雅雄『大和の古墳』河原書店。昭和25年。
- 13) 日本考古学協会『埋蔵文化財白書』学生社。昭和46年。
- 14) 榎本誠一『城の山・池田古墳』和田山町教育委員

- 会。昭和47年。
- 15) 埼玉県教育委員会『さきたま風土記の丘稲荷山古墳発掘調査概報』昭和44年。栗原文蔵「埼玉古墳群の古航空写真」埼玉考古9。昭和46年。
- 16) 渡辺貞幸「辛亥銘鉄剣を出土した稲荷山古墳めぐって」考古学研究25-3。昭和53年。
- 17) 神戸市教育委員会事務局社会教育部文化課編『史跡五色塚古墳復元・整備事業概要』昭和50年。
- 18) 宮崎仁編『新全国総合開発計画の解説』日本経済新聞社。昭和44年。
- 19) 国土庁編『第三次全国総合開発計画』昭和52年。本間義人『三全総』教育社。昭和53年。
- 20) 埋蔵文化財センター「埋蔵文化財発掘届出件数」埋蔵文化財ニュース2。昭和51年。及び埋蔵文化財ニュース15。昭和53年。
- 21) 安原啓示「風土記の丘のあゆみ」『古墳とはにわ』所収。学習研究社。昭和53年。
- 22) 本間義人『三全総』教育社。昭和53年。
- 23) 三木, 大川, 大和久「栃木県那須郡小川町梅曾遺跡一次二次調査概報」小川町教育委員会。昭和43年。
- 24) 岩崎卓也他「栃木県駒形大塚古墳出土の土師器」大塚考古10。昭和47年。大和久震平『栃木県の考古学』吉川弘文館。昭和47年。
- 25) 大和久震平他『吉田富士山古墳』栃木県教育委員会。昭和46年。
- 25) 三木・村井『那須八幡塚』小川町古代文化研究会。昭和32年。
- 26) 石山勲「福岡県祇園山古墳」日本考古学年報24。昭和48年。
- 27) 文化庁編『文化財保護の現状と問題』昭和45年。
- 28) 石山勲『史跡御所山古墳。保存管理計画策定報告書』荏田町教育委員会。昭和51年。
- 29) 柏倉亮吉他『土矢倉古墳』上山市教育委員会。昭和44年。
- 30) 久永春男他『印場大塚古墳』尾張市教育委員会。昭和52年。